

未収金対策マニュアル

京都私立病院協会

未収金対策委員会

未収金対策マニュアル作成にあたって

年々、少子高齢社会が進展し、将来なお一層ひっ迫することが予測される保険財政を背景に、長引く医療費抑制政策が、遂には破壊的削減政策に及び、日本全国 7 割以上の病院が赤字経営を余儀なくされている今、病院経営は極めて疲弊しており、いまだかつて経験したことのない存亡の危機に立たされています。

一方、「医療の公共性は否めず、いきおい社会や患者側の罪悪感も乏しい」とされる病院の窓口未収金<卑近な例を挙げるなら、「同じサービス業でありながら、レストランの食時代の踏み倒し（食い逃げ）に対する警察の出動はごく自然で当たり前であっても、病院の治療費の踏み倒し（受け逃げ）に対する出動はナンセンスで有り得ないというのが常識」とされる病院窓口未収金>は、近年、相次ぐ患者負担の引き上げに益々増大するばかりであり、病院経営を直撃する深刻な問題として、俄かにクローズアップされてきました。

このような環境下において、京都私立病院協会においては、当該窓口未収金の対策を検討するべく、2002 年度に未収金対策委員会を発足させるとともに、その初年度には主に在留資格のない外国人の未払医療費の問題、並びに国保の保険料未納者に対する資格証明書の発行に起因する未収金問題等を取り上げ、京都府及び京都市に対し、別添資料 NO.1 及び NO.2-1, 2-2 の要望書を持参し、改善の申し入れを行ってきたところであります。

なおその後、2003 年度以降は、健康保険窓口一部負担の未収金問題に的を絞り、まず、「健康保険法第 74 条・第 180 条、及び国民健康保険法第 42 条の 2 の条文に則り、病院が当該一部負担金の回収に善管注意義務（以下『当該義務』という）を果たした事案については、保険者の責任においてその回収を求めること」を具現化させる課題に取り組むこととなった次第であります。

そしてその手始めとして、京都府下の各市長及び区・村長宛に、別添資料 NO.3 の「健康保険の一部負担金未収の取扱について」の文書を送付する一方、『当該義務』が尽くされたと判断出来るケースについては、各病院の当該事案を当協会において集約し、各保険者宛、一括して処分請求出来る体制を構築するべく、その初動作業にかかった次第であります。これが 2006 年に至り、丁度時を同じくして、四病院団体協議会（以下「四病協」という）が、当該未収金問題を喫緊の課題として取り上げ、全国一斉行動を起こす方針を固めたため、以後当該処分請求にかかる活動に関しては、「四病協」と共同歩調を取る方針を決定し、その旨を傘下の会員病院に通知したところであります。

このような経過の下、京都私立病院協会の未収金対策委員会においては、懸案の“健康保険窓口一部負担未収金の最終責任の帰属先”“当該善管注意義務の定義”“応召義務のあり方”“未収金の税務処理”等に関する見解を含む、会員向け未収金対策マニュアルの編集に傾注した次第でありまして、この度、同対策委員会の委員を始めとする皆様方のご協力により、同マニュアル完成の運びとなりました。

空前の厳しい医療環境の中、各病院（医院）における未収金の発生防止と発生後の対策の参考例として、その一助になれば幸いです。

なお、引用又は参考にさせて戴いた資料・文献に関しては、記載の通りであります。委員一同、心より感謝の意を表明します。有難うございました。

京都私立病院協会未収金対策委員会 委員長 中谷泰幸

はじめに

当マニュアルは三部構成になっています。

第一部は「未収金」に関する基礎編として編集しています。何処の病院でも未収金は事務が担当するということが多いと思いますがそれだけでは未収金は減少しません。病院全体の問題として捉える事で少しでも状況を好転させる事が可能になります。この基礎編は院内の教育用に使用していただければと思います。

第二部は実践編として編集しました。院内での対応を十分になされても、未収金は発生してしまいます。発生したらどう対処していくのか？実践編ではフローシートで流れを示し、実際にどのように動いていくか示してあります。各病院での考え方があると思いますが各病院の状況に合わせて、取組んでいってもらえればと思います。

第三部は資料編として編集しています。各種参考資料をまとめてあります。各病院の状況に合わせて、ご利用して下さい。

社団法人 京都私立病院協会

未収金対策委員会

(2007年9月1日現在)

担当理事	中谷 泰幸 (なぎ辻病院)	委員長
	岡本 豊洋 (第二岡本総合病院)	
委 員	永井 佑二 (京都九条病院)	
	蔭山 嘉英 (比叡病院)	
	滝川 和信 (岩倉病院)	
	樋口 雅信 (八幡中央病院)	
	北岸 智志 (洛和会音羽病院)	
作成協力	市場 真澄 (岩倉病院)	
	八木 利之 (洛和会音羽病院)	

目 次

第一部 基礎編

* 保険診療における医療契約とその関係	2
1. 診療は「双務契約」である	2
2. 保険者・患者並びに医療機関との関係	2
3. 一部負担金徴収義務に関する解釈と法律	3
4. 処分請求にかかる法律規定と行政通知	4

第二部 実践編

* 応召義務と未収金の発生防止対策	5
1. 医師の応召義務	7
2. 未収金の発生防止対策	7
* 未収金発生後の対処フローシート	9
1. 未収金の発生	10
2. 未収金の管理	12
3. 未収金の支払催促・督促	13
4. 内容証明付支払催告状の送付	15
5. 会計上の貸倒損失処理と一部負担金の処分請求	15
6. 少額訴訟、支払督促、民事調停、民事訴訟、強制執行	17

第三部 資料編

1. 国民健康保険法第42条、第2項の規定による処分請求書	
	〈資料No. 1-1〉 .. 20
2. 健康保険法第74条、第180条の規定による処分請求書	
	〈資料No. 1-2〉 .. 21
3. 入院時誓約書(連帯保証人)	〈資料No. 2〉 .. 22
4. 支払誓約書(連帯保証人)	〈資料No. 3-1〉 .. 23
	〈資料No. 3-2〉 .. 24
	〈資料No. 3-3〉 .. 25
	〈資料No. 3-4〉 .. 26
5. 未収金管理日報	〈資料No. 4〉 .. 27
6. 未収金管理シート	〈資料No. 5〉 .. 28
7. 診療費請求書(催告書)	〈資料No. 6〉 .. 29
8. 診療費督促書	〈資料No. 7〉 .. 30
9. 診療費催告状 (内容証明文書例1)	〈資料No. 8-1〉 .. 31
(内容証明文書例2)	〈資料No. 8-2〉 .. 32

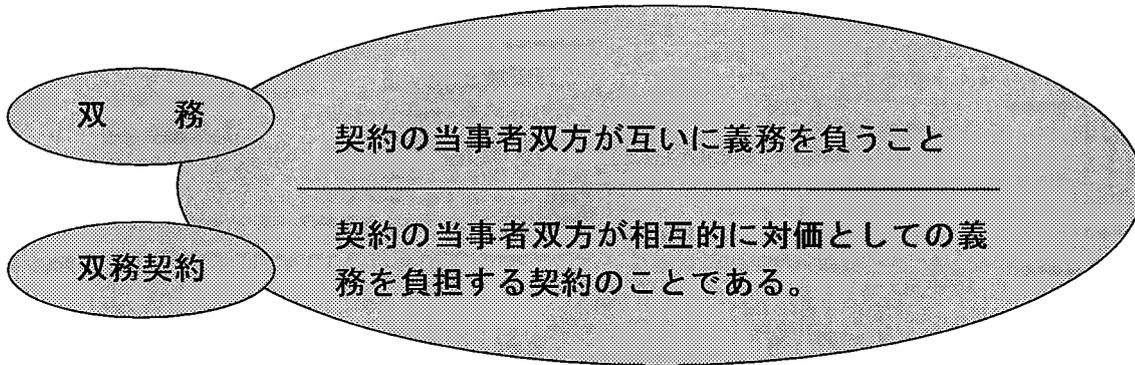
第一部 基礎編

* 保険診療における医療契約とその関係

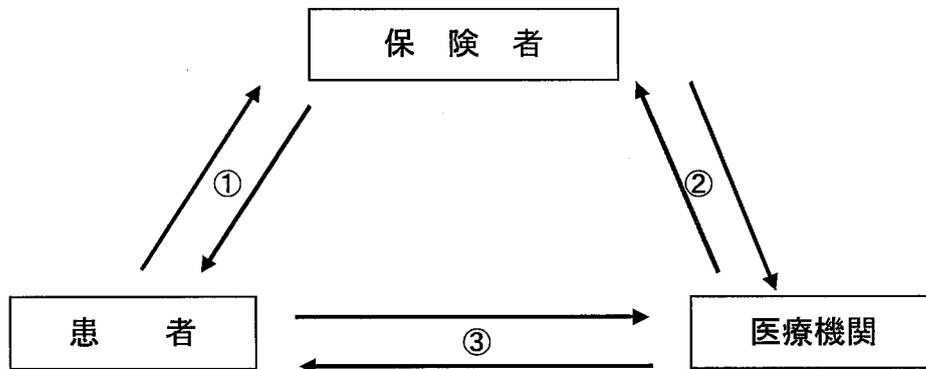
1. 診療は「双務契約」である
2. 保険者・患者並びに医療機関との関係
 - ①患者と保険者
 - ②医療機関と保険者
 - ③医療機関と患者
3. 一部負担金の徴収義務に関する解釈と法律
 - ①基本的解釈
 - ②法的構成
 - ③未収金(債権)の回収にかかる法律
4. 処分請求にかかる法律規定と行政通知
 - ①健康保険法第74条2項及び
国民健康保険法第42条2項の法律規定
 - ②保険者の処分に関する行政通知

* 保険診療における医療契約とその関係

1. 診療は「双務契約」である



2. 保険者・患者並びに医療機関との関係



①患者と保険者

- ア) 患者は健康保険に加入し、保険料を支払う義務がある
- イ) 患者は保険制度の枠に縛られ、政策上の決まりごとである一部負担金を支払う義務がある
- ウ) 保険者は患者の為に医師・医療機関を指定し、医療を提供する義務がある

②医療機関と保険者

- ア) 保険者は指定医療機関に対し、保険診療報酬を全額支払う義務がある
- イ) 保険者は保険点数に従った医療費全体の7割を基金から支払う義務がある
- ウ) 残り3割は患者自己負担の請求権という債権での代物弁済となる

③医療機関と患者

- ア) 医療機関は被保険者に対して医療を提供する義務がある
- イ) 医療機関は保険者が被保険者に請求できる一部負担金（医療費全体）の3割を直接回収することができる（代物弁済）
- ウ) 患者は一部負担金を支払う義務がある

3. 一部負担金の徴収義務に関する解釈と法律

①基本的解釈

保険者は医療機関に対し、保険診療報酬を全額支払う義務がある。これは前項で記した通り、保険者と医療機関間の関係が患者（被保険者）を受益者（第三者）とする「第三者のための契約」の当事者だからである

②法的構成

ア) 債権譲渡説⇒保険者の債権を医療機関（指定医療機関）に譲渡する

医療機関は保険者より7割分を現金で取得し、3割分は患者に対する直接請求権という債権の譲渡を受けたと構成するのであるが、この3割分は現金に代わる「代物弁済」として債権を取得したもの（債権譲渡を受けたもの）と構成する

イ) 取立委託説⇒保険者の債権を医療機関に取立委託する

医療機関は取立業務を医療機関が保険者から委託され、その委託業務（診療費取立）に対する委託手数料として、患者が窓口を支払った一部負担金を直接取得できると構成する

③未収金(債権)の回収にかかる法律

ア) 弁護士法第72条

弁護士以外の者が報酬を得る目的で、訴訟や「その他一般の法律事件」に関して、代理人となったり、法律事務を取り扱ったり、斡旋したりすることを禁止している。原則として、弁護士以外の者が、第三者の債権を取り立てる行為は弁護士法第72条によって禁止されており、委託を受けて行うことも債権を買って行うことも許されない

イ) 弁護士法第73条

何人も他人の権利を譲り受けて訴訟・調停その他の手段によってその権利の実行をすることを業とすることは禁止されている

すなわち

診療報酬を患者に対して請求するという取立行為は診療報酬請求権という債権の行使に他ならない。この債権の行使に関しては自分の債権を自ら行使する行為については法律上正当性は認められているが、他人の債権を報酬を得て他人に代わって回収する行為については、原則として「弁護士法違反」の違法な債権取立行為と判断される。

よって、当該一部負担金の法的構成は、債権譲渡説「現金に代わる代物弁済としての債権」と判断するのが妥当である。

そして、当該一部負担金が未収になったという事実は、患者に対する直接請求権が不良化したこと、すなわち不良債権の発生という事態である。



従って、

この不良債権の発生を、債権譲渡説に従って法的に整理すると「保険者から医療機関に譲渡された債権には、現金に等しい価値が無くなり、代物弁済は無効になったことを意味し、当該一部負担金については、未だ有効な弁済を受けていないので、改めて現金で支払って欲しい旨を保険者に要求することが可能となる」という理論形成ができることになる。

4. 処分請求にかかる法律規定と行政通知

①健康保険法第74条2項及び国民健康保険法第42条2項の法律規定

保険医療機関又は保険薬局は、前項の一部負担金の支払を受けるべきものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受ける事に努めたにもかかわらず、なお療養の給付を受けた者が当該一部負担金の全額又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる

※国保の場合は保険医療機関又は保険薬局が保険医療機関等という表現

②保険者の処分に関する行政通知

- ア) 国民健康保険法第42条2項の規定による処分の請求は、療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもって一部負担金の支払を求めたにもかかわらず、被保険者がその支払をしない当該一部負担金の全部又は一部につき、その一部負担金の支払義務が発生した日から起算して概ね2箇月を経過した後、行うものとする
- イ) 保険者は療養取扱機関からア)の請求を受けたときは、各療養取扱機関の請求を審査し、すみやかに地方自治法第235条又は法第79条および第80条の規定の例により当該請求に係る処分を行ったうえ、療養取扱機関に対して当該処分に係る徴収金のうちから当該請求に係る一部負担金に相当する額を交付するものとする

昭和34年3月30日保発第1号

各都道府県知事宛

厚生省保険局長通知



すなわち、法律は、医療機関が善良な管理者と同一の注意を持って、一部負担金の支払いを求めたにもかかわらず、被保険者がその支払請求に応じない場合で、一定期間経過後、当該医療機関から保険者に対し、法第42条2項の規定による処分の請求〈資料No.1の様式参照〉があった場合、保険者は医療機関に対し、当該一部負担金を支払うことを定めており、厚生省の通知はその具体的内容を示しているものである。

第二部 実践編

* 応召義務と未収金の発生防止対策

1. 医師の応召義務

- ①医師法第19条
- ②正当な事由とは

2. 未収金の発生防止対策

- ①未収金対策に関する職員教育
(発生防止対策と連帯意識の徹底)
- ②保険証の確認〔1回以上/月〕
- ③預り金や前金(保証金)の徴収
- ④入院時誓約書(連帯保証人)の差し入れ
- ⑤退院時全額清算の制度化
- ⑥診療前〔外来〕の過去未納金清算の制度化
- ⑦クレジットカードやデビットカードによる支払い
- ⑧公的救済制度等の利用

* 未収金発生後の対処フローシート

1. 未収金の発生

発生パターン(理由)と具体的対応
窓口での交渉フローシート(入院未収金)

2. 未収金管理

- ①未収金の管理業務
- ②未収金の分析
- ③具体的な善管注意義務とは

3. 未納金の支払催促・督促

- ①電話での支払催促
窓口での交渉フローシート
- ②文書での支払催促と督促
- ③訪問での支払催促
- ④サービサー(債権回収業者)の利用

4. 内容証明付支払催告状の送付

- ①内容証明郵便とは
- ②期待される効果
- ③診療費支払催告書

5. 会計上の貸倒損失処理と一部負担金の処分請求

- ①貸倒損失の具体例
- ②一部負担金の処分請求
- ③消滅時効

6. 少額訴訟・支払督促・民事調停・民事訴訟・強制執行

- ①少額訴訟
- ②支払督促
- ③民事調停
- ④民事訴訟
- ⑤強制執行

* 応召義務と未収金の発生防止対策

1. 医師の応召義務

① 医師法第19条

診療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には正当な事由がなければ、これを拒んではならない

② 正当な事由とは

「それぞれの具体的な場合において社会通念上健全と認められる道義的な判断によるべき」とされ、非常に曖昧な表現になっており、診療を拒否しても医師法による罰則規定はないものの、医療の不払い、時間外、天候の不良、専門外の疾患などは診療拒絶の正当な事由にあたらぬものとしている



国が治療費の未払いを「正当な理由」として認めないのは、社会保険診療の場合「7割」が保険財源で賄われる等の理由或いは保険診療における全報酬（一部負担を含む）にかかる支払（未収）の最終責任はあくまで保険者に帰属するものと自ら認めているからかと推測される。しかし、「第一部基本編」でも述べた通り、そもそも診療とは「双務契約」であり、そしてその診療契約の対価義務を患者側が一方的に反故にした訳であるから、その時点で当該契約は成立しなくなると解釈できる筈であり、当初から支払う意思のない悪質者が性懲りもなく来院した場合等は、当然診療を拒否（院内への立ち入りを禁止）する等の対抗処置を取るべきと考える。

2. 未収金の発生防止対策

① 未収金対策に関する職員教育（発生防止対策と連帯意識の徹底）

全病院的課題として位置付け、未収金に対する関心を高める為の教育訓練を実施するとともに、事務部門と診療部門等の連携を密にすること

② 保険証の確認〔1回以上/月〕

保険証の確認は基本中の基本であり、定期通院の外来患者に対しては毎月初めに必ず保険証を確認し、チェックした日付を記録に残しておくこと、また入院患者に対しては入院期間中保険証を預かるか又は退院時にもう一度確認すること

③ 預り金や前金（保証金）の徴収

外来患者の突発的事態等による保険証の不携帯、労災や自賠責の適用者で手続完了前、資格喪失等による保険証の不所持等のケースに対しては、預り金制度を実施し、入院を含め負担金が高額になることが予測される場合には、事前に保証金を預かること

④入院時誓約書(連帯保証人)〈資料No. 2の様式参照〉の差し入れ

入院時には必ず入院費用の支払等に関する事項を含んだ入院時誓約書を連帯保証人とともに差し入れてもらうこと

⑤退院時全額清算の制度化

入院中の費用は退院時に全額清算する原則を退院許可書の発行とリンクさせて制度化すること

⑥診療前〔外来〕の過去未納金清算の制度化

過去の未納金については、当日の診療前に清算させる制度を徹底すること

⑦クレジットカードやデビットカードによる支払い

カードの会員である場合は確実な清算(回収)方法であり、患者サービスにもつながるが、加盟店にかなり手数料を差し引かれるデメリットがある

⑧公的救済制度等の利用

自賠責保険や任意保険、労災、国保の減免措置、高額療養費の委任払い・現物給付制度、生活保護法、行旅病人、学校安全会等の制度の適用について積極的にアドバイスし、サポートする

*** 未収金発生後の対処フローシート (次頁参照)**

未収金発生後の対処フローシート

善
管
注
意
義
務

1. 未収金の発生



2. 未収金管理

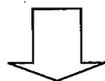


サービスの利用

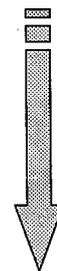
3. 未納金の支払催促・督促



4. 内容証明付支払催告状の送付



5. 一部負担金の処分請求

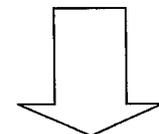


{医業収益（未収金）振戻}

{貸倒損失処理}

自院にて対応

弁護士等に依頼



6. 少額訴訟・支払督促

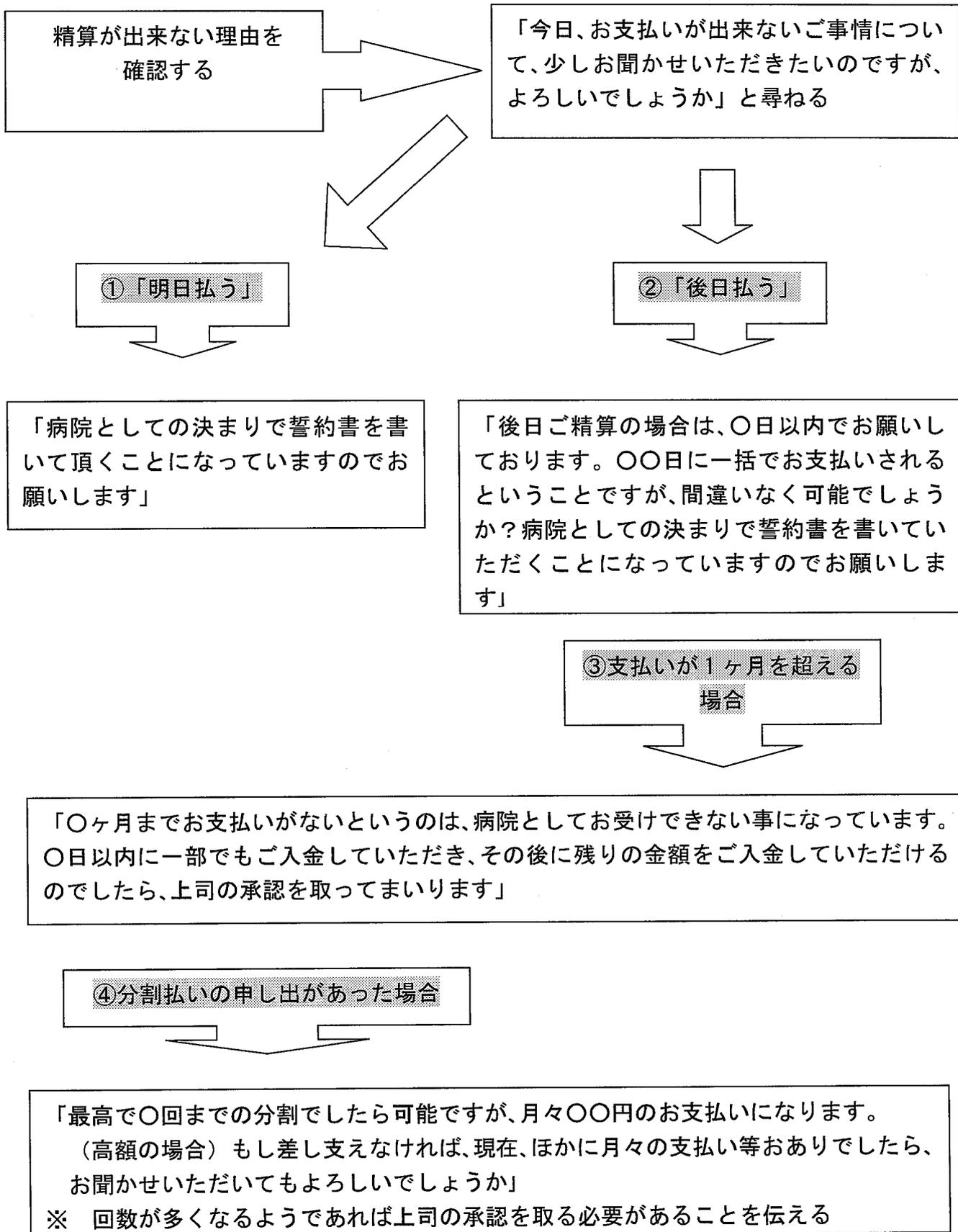
民事調停・民事訴訟・強制執行

1. 未収金の発生

発生パターン（理由）と具体的対応

	発生パターン〈理由〉	具体的対応
(1)	突発的事態等による保険証の不携帯 ア) イ) ウ) エ) オ)	ア)住所、氏名、被保険者（世帯主）、連絡先の電話番号の確認（自宅・勤務先）
(2)	突発的事態等による現金の不所持 ア) ウ) エ) オ)	イ)預り金の徴収 ウ)未納額の告知
(3)	労災や自賠責の適用者で手続完了前 ア) イ) ウ) オ) キ)	エ)次回診療までの清算申し渡し
(4)	支払う意思はあるが金がない(又は不足している) ア) ウ) エ) オ) カ) キ)	オ)支払予定日(保険手続等の完了)の確認
(5)	資格喪失等による保険証の不所持 ア) イ) ウ) エ) オ) カ) キ)	カ)支払誓約書(連帯保証人) 〈資料No.3-1~No.3-4参照〉 の差し入れ
(6)	生保等の受給資格も持たない困窮者 ア) ウ) エ) オ) カ) キ)	キ)公的救済制度等の指導
(7)	当初から支払う意思がない悪質者 ア) ウ) エ) オ) カ) キ)	

窓口での交渉フローシート



2. 未収金管理

①未収金の管理業務

- ア) 前日の未収金患者リストの発行
- イ) 未収金管理台帳（個人別管理台帳及び日報）
〈資料No. 4の様式参照〉の作成、管理
- ウ) 催促、督促状の作成
- エ) 未収金の分析と計数管理
- オ) 回収交渉

②未収金の分析(未収金管理シート〈資料No. 5の様式参照〉の活用)

未収金(債権)にも様々なものがあり、非常に悪質なものから、何とか話し合いで解決できるようなもの、突発的且つ善意(不可抗力)なものまで、また保険給付対象内(一部負担金等)であるものと同給付対象外(室料差額等)になるもの等々まさに多種多様である。

全て画一的に対処することは、違うリスクを抱える事になり、個々の未収金(債権)に関しては書面分析による個別対応が必要になる。

③具体的な善管注意義務とは

- ア) 療養給付が行われた際に一部負担金を支払うべきことを告げるのみで終わらせるのではなく、その後に請求行動を具体的に起こすこと。
- イ) 各月分の診療報酬の請求以前に単に口頭で催促することにとどめず、書面による請求方式を採用すること。
- ウ) 再診の場合には必ず催促するシステムを採用すること。

昭和34年の厚生省保険局長通知に従って概要を示すとすれば、以上の通りになるが、第三者に対抗できるより確かな善管注意義務とは、本項《未収金発生後のフローシート》に記された「1. 未収金の発生」から「4. 内容証明付支払催告状の送付」までの作業を指し、調停申立、訴訟提起を含む裁判所を介する行動までは、善管注意義務の内容には含まれないと解釈してよいと考える。

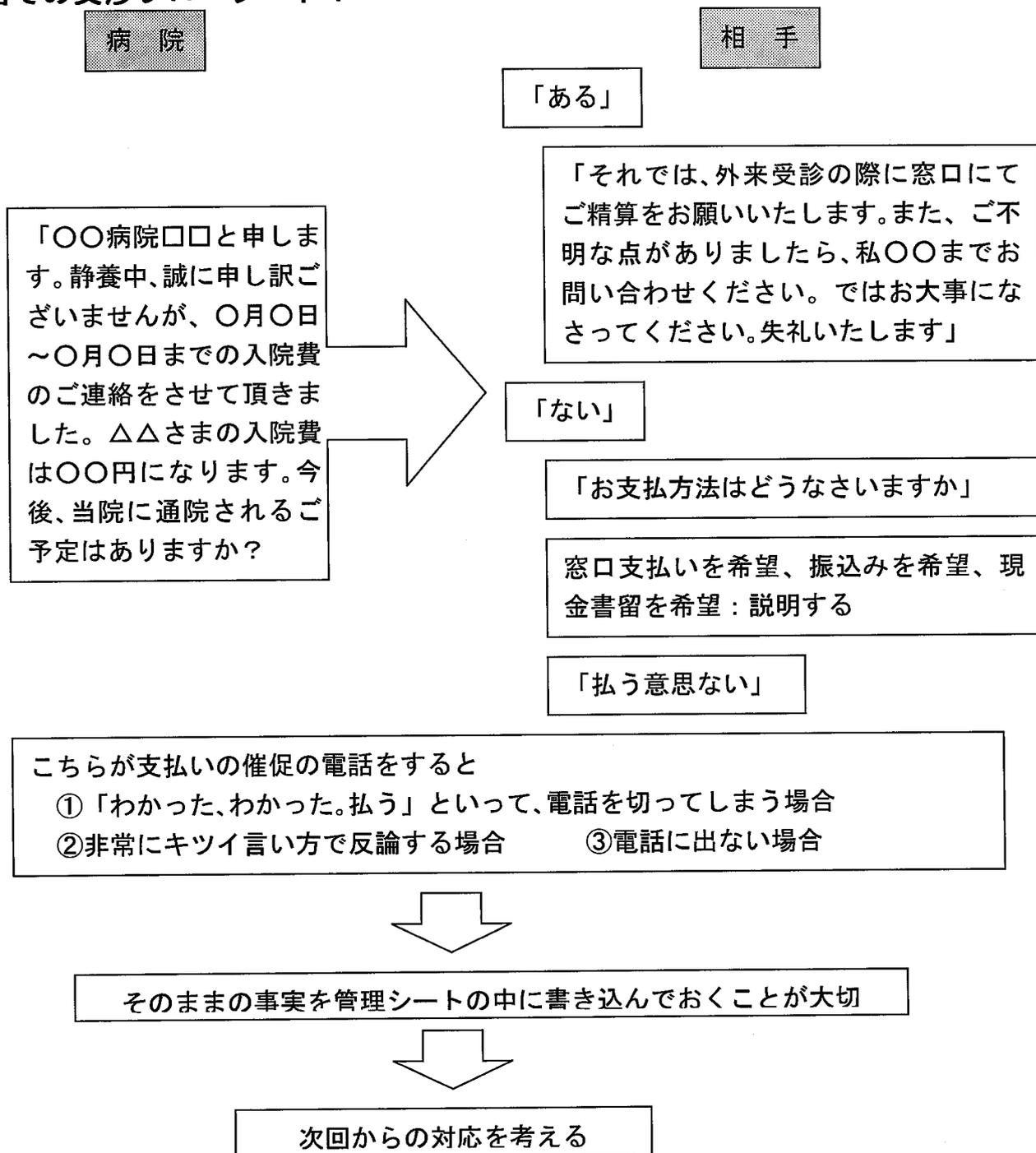
3. 未納金の支払催促・督促

①電話での支払催促

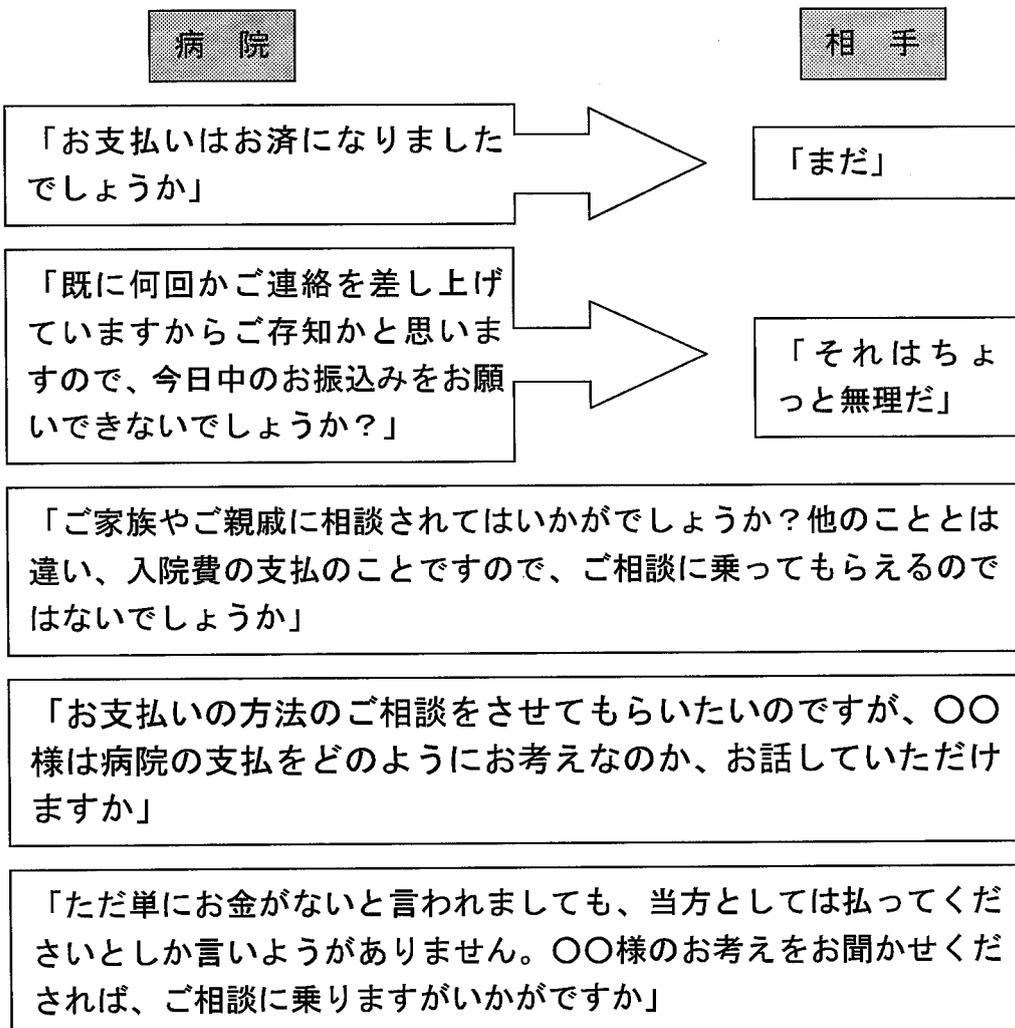
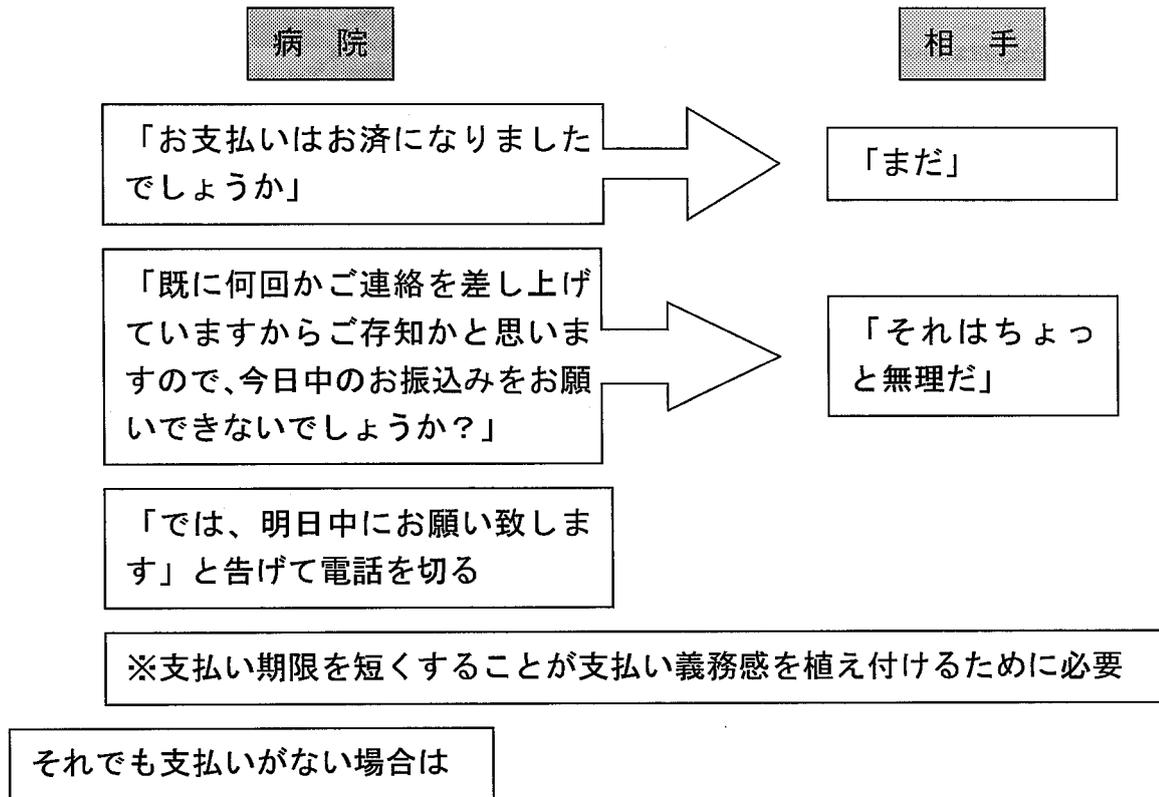
※電話は相手もあり、大変難しいものです。その人がどういう人なのかもわかりませんし、もしかすると入院中に何らかの不快感を与えてしまったかもしれません。病院側からみれば些細な事かもしれませんが、患者様にとっては大きな問題だったかもしれません。そこで「支払え」と言われたら、苦情の一つや二つ言いたくなることがあります。

※電話で厳しく催促することはご法度！紳士的かつ威厳を持って行って下さい！

電話での交渉フローシート 1



電話での交渉フローシート 2



②文書での催促と督促

診療費請求書（催告書）〈※資料No. 6の様式参照〉

診療費督促書 〈※資料No. 7の様式参照〉

③訪問での催促

それでも支払いに応じない場合は患者宅を訪問し、未収金の回収に尽力することになるが、そこはあくまでも紳士的な対応に心がけるべきである。

④サービサー〈債権回収業者〉の利用

サービサー法：債権回収業に関する特別措置法

診療報酬債権は、サービサー法上の「特定金銭債権」には原則として該当しないので、サービサー会社に委託して債権回収をしたり、サービサー会社に債権を譲渡することは出来ない。

しかし、サービサー会社に、診療報酬債権について、事務代行業務（請求書や遅延者への通知など、書類の作成・発送に就いての事務代行業務）や集金代行業務（電話や通知による入金案内や、入金管理業務）を委託することは出来る。

4. 内容証明付支払い催告状の送付

①内容証明郵便

郵便法で規定される「内容証明制度」を利用し、公的な証明力を持つことにより証拠として活用することが出来る特殊な郵便物である。

②期待される効果

間接的強制力があるため、相手側に精神的圧力がかかり、問題の早期解決に直結することが期待される。

なお、顧問弁護士等がいる場合は、その弁護士に内容証明郵便の発送など回収業務一切の代行を依頼するのも一法である。病院の代表者名などの内容証明に比べ相手側に与えるインパクトはかなり強い筈である。

③診療費支払催告状 〈※資料No. 8-1、8-2の様式参照〉

5. 会計上の貸倒損失処理と一部負担金の処分請求

①貸倒損失の具体例

ア) 法律上の貸倒

- ・ 会社更生法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、商法、民事再生法の規定により、切り捨てられる金額

- ・ 法令の規定による整理手続によらない債権者集会の協議決定及び行政機関や金融機関等の斡旋による協議で、合理的な基準によって切り捨てられる金額
- ・ 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金額債権の弁済を受けることが出来ない場合に、その債権者に対して書面で明らかにした債務免除額

イ) 事実上の貸倒

- ・ 債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった債権

ウ) 形式上の貸倒

- ・ 継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力が悪化したため、その債務者との取引を停止した場合において、停止以後1年以上経過した場合の当該売掛債権の額から備忘価格を控除した残額
- ・ 同一地域の債権者に対する売掛債権の総額が、その取立費用より少なく、当該債務者に対し、支払いを督促しても弁済がない場合の当該売掛債権の額から備忘価格を控除した残額。



貸倒損失とは売掛金(治療費の一部負担や保険給付対象外の未収金を含む)、貸付金などの金銭債権が回収できなくなった債権者の損失のことをいうが、その処理要件は上記の通り、非常に厳しい上、当該未収金については、その回収の成否にかかわらず、税法上医業収益(売上)、医業未収入金(資産)として取り扱われ、会計上損失処理されない限り、相応の税対象となる。よって、ここでいう善管注意義務を果たしたにもかかわらず、当該未収金の支払いがなされない場合は、次の法的手段を講じる、講じないに係わらず、ここで一旦貸倒損失として損金処理し、回収した時点に於いて改めて、雑収入で計上すべきと考える。

②一部負担金の処分請求

医療保険の給付対象である診療報酬のみで介護報酬や医療保険対象外(室料差額等)のものは適用外である。



なお、善管注意義務を果たしたにもかかわらず、支払いがなされない医療保険診療報酬一部負担の未収金については、前述の通り、当該保険者に対する一部負担の処分請求をおこす手段が有効であるが、この場合、譲渡された債権を返納するという解釈から、会計上は医業収益(売上)、医業外未収金(資産)を一旦振り戻す処理をした上で、保険者等から回収した時点に於いて、改めて雑収入で計上すべきと考える。

③消滅時効

民法第170条1号

診療報酬は3年で時効消滅する

従って、とにかく未収金管理を徹底し、放置することのないように努力することが必要。時効完成前に書面による請求（内容証明郵便が確実）をすると、時効完成が6ヶ月延ばせるが6ヶ月以内に訴訟提起を行わないと結局は債権は、消滅してしまう。

6. 少額訴訟、支払督促、民事調停、民事訴訟、強制執行

①少額訴訟

少額訴訟制度（民訴法第368条以下）は、60万円以下の金銭の支払いの請求を目的とする少額の紛争について、その紛争額に見合った費用と時間で紛争を解決するための、新たな訴訟制度である（平成15年の民訴法改正によって新設された）。通常の訴訟とは異なり、簡易・迅速な解決を図るための特別な手続きが用意されており、原則として一回の口頭弁論で審理を終え、その日のうちに判決の言渡しもなされる。弁護士に訴訟を委任しなくとも、本人自身で訴訟を進行できるよう工夫されている。

②支払督促

60万円を超える未収金を回収する法的手段としては、支払督促という方法がある。支払督促は金銭の支払い請求について、債権者の申し立てに応じて裁判所が債務者に支払いを命じる督促状（支払督促）を送付する制度。書類審査だけで、判断を下すため、医療機関側の手間はかからず、費用も郵便代程度で安い。支払督促状を送付してから2週間以内に債務者から異議申し立てがなければ、債権者は、強制執行手続きを取って債権を回収できる仕組みになっている。裁判所からの督促になるので、患者に心理的なプレッシャーを与えることができる。ただし、少額訴訟などに比べて実効性に乏しいのが難点である。期間内に患者が「年内に支払うつもりでいる」などとある程度信憑性の高い主張とともに異議を申し立てすれば、通常の訴訟に移行するからである。その場合、結局、手間とコストがかかってしまう。

③民事調停

民事調停とは、代金の支払いなどのトラブルが発生した際、当事者に加え、裁判官や民間から選ばれた調停委員が間に入って、話し合いにより解決を図る仕組み。話し合いが合意に達すれば、調停調書にその内容が記載され、裁判による判決と同じ効力が発生する。民事調停の利点は、第三者の専門家が公平な立場で、話し合いを調整するため、当事者同士よりも決着が付きやすい点にある。また、裁判官が話し合いの間に入るということを患者側に伝えれば、それだけでもプレッシャーとなる。裁判所に収める手数料も安い。例えば、10万円の返済を求める場合には500円で済む。手続きも、申立書を裁判所に提出すればよいだけである。

④民事訴訟

民事訴訟とは、日常生活の中で思わぬトラブルに巻き込まれてしまった場合、当事者同士で話し合いがつかなければ、裁判に訴えることとなります。裁判になれば、裁判官の前で双方の言い分＝主張を発言し、それぞれ証拠を出して、どちらの言い分が正しいか、裁判官に判断してもらうこととなります。そして、判決が確定すれば場合によっては判決の内容を国の力を借りて強制的に実現する（強制執行）ことができます。

⑤強制執行

強制執行とは、勝訴判決などを得たのに相手が支払わない場合、現実に債権を回収するための手段として強制執行があります。強制執行を申し立てするには、債務名義（判決、和解調書、調停書、などのこと。）の正本、送達証明書（相手方が債務名義を受け取ったという証明書のこと。）、執行文（強制執行ができるという証明のこと。ただし、少額訴訟判決や仮執行宣言付き支払い督促には不要です。）の3点を準備して相手方の住所地を管轄する裁判所に申し立てをすることによって、相手方の財産を差押えすることができ、債権が回収できるという仕組みです。

第三部 資料編

1. 国民健康保険法第42条、第2項の規定による処分請求書
〈資料No. 1-1〉
2. 健康保険法第74条、第180条の規定による処分請求書
〈資料No. 1-2〉
3. 入院誓約書（連帯保証人）
〈資料No. 2〉
4. 支払誓約書（連帯保証人）
〈資料No. 3-1〉
〈資料No. 3-2〉
〈資料No. 3-3〉
〈資料No. 3-4〉
5. 未収金管理日報
〈資料No. 4〉
6. 未収金管理シート
〈資料No. 5〉
7. 診療費支払請求書（催告書）
〈資料No. 6〉
8. 診療費支払督促書
〈資料No. 7〉
9. 診療費支払催告状（内容証明文書例1）
〈資料No. 8-1〉
（内容証明文書例2）
〈資料No. 8-2〉

平成 年 月 日

殿 (※国保保険者代表あて)

未収一部負担金処分請求書

国民健康保険法第42条、第2項により下記のとおり処分を請求します。

療養取扱機関番号

療養取扱機関の所在地

名称

開設者

印

世帯主	記号		番号	
	氏名			
	住所			
受診者	氏名		世帯主との続柄	
	病名		一部負担未収にかかわる受診期間	平成 年 月 日 より 平成 年 月 日 まで
一部負担金	総額		未収納金(請求額)	
善管注意を行った具体的な経過	1	月	日	口頭
	2	月	日	書類
	その他			
未収となっている理由				

国民診療費振込銀行名		銀行	支店
預金科目	普通預金	No.	号
	当座預金	No.	号

平成 年 月 日

殿 (※社保保険者代表あて)

未収一部負担金処分請求書

健康保険法第74条、第180条により下記のとおり処分を請求します。

療養取扱機関番号

療養取扱機関の所在地

名称

開設者

印

被保険者	記号		番号	
	氏名			
	住所			
受診者	氏名		被保険者との続柄	
	病名		一部負担未収にかかわる受診期間	平成 年 月 日 より 平成 年 月 日 まで
一部負担金	総額		未収納金(請求額)	
善管注意を行った具体的な経過	1 月 日		口頭	
	2 月 日		書類	
	その他			
未収となっている理由				

社会保険料振込銀行名		銀行	支店
預金科目	普通預金	No.	号
	当座預金	No.	号

入院時誓約書

〇〇病院
院長 〇〇〇〇 殿

患者様氏名 _____ 印

記

- 1. 貴院職員の指示又は、入院案内書、院内掲示物に書かれている内容について厳守致します。
- 2. _____。
- 3. _____。
- 4. _____。
- 5. 入院治療費、その他の諸料金に関しては遅滞することなく支払い、退院時には全額清算致します。

平成 年 月 日

(債務者：お支払をされる方)

患者様とのご関係 _____
 氏 名 _____ 印 _____
 住 所 _____
 自宅電話 _____
 勤務先名 _____
 所在地 _____
 勤務先電話 _____

債務者が弁済を怠ったときには、連帯保証人がその弁済の責任を負い、貴院に対して一切の損害をかけないことを誓約いたします。

(連 帯 保 証 人)

氏 名 _____ 印 続柄 _____
 住 所 _____
 自宅電話 _____
 勤務先名 _____
 所在地 _____
 勤務先電話 _____

誓約書

外来一括

〇〇病院
院長 〇〇〇〇 殿

患者様氏名 _____ 印

上記患者の平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日現在の外来診療費 _____ 円を

下記支払日および方法にて完済する事を誓約致します。

債務者が弁済を怠ったときには、連帯保証人がその弁済の責任を負い、貴院に対して一切の損害をかけないことを誓約いたします。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(債務者：お支払をされる方)

患者様とのご関係 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

自宅電話 _____

勤務先名 _____

所在地 _____

勤務先電話 _____

(連帯保証人)

氏 名 _____ 印 続柄 _____

住 所 _____

自宅電話 _____

勤務先名 _____

所在地 _____

勤務先電話 _____

記

①支払日

支払期限 年 月 日

②支払方法 来院 ・ 銀行振込 ・ 郵送

誓 約 書

外来分割

〇 〇 病院
院 長 〇〇〇〇 殿

患者様氏名 _____ 印

上記患者の平成 年 月 日現在の外来診療費 _____ 円を
下記支払日および方法にて完済する事を誓約致します。

債務者が弁済を怠ったときには、連帯保証人がその弁済の責任を負い、貴院に対して一切の損害をかけないことを誓約いたします。

平成 年 月 日

(債務者：お支払をされる方)

患者様とのご関係

氏 名 _____ 印

住 所 _____

自宅電話 _____

勤務先名 _____

所在地 _____

勤務先電話 _____

(連帯保証人)

氏 名 _____ 印 続柄 _____

住 所 _____

自宅電話 _____

勤務先名 _____

所在地 _____

勤務先電話 _____

記

①支払日【 回分割】

回数	予 定 日	予 定 額
1	年 月 日	円
2	年 月 日	円
3	年 月 日	円
4	年 月 日	円
5	年 月 日	円
6	年 月 日	円
7	年 月 日	円
8	年 月 日	円
9	年 月 日	円
10	年 月 日	円
11	年 月 日	円
12	年 月 日	円

②支払方法 来院 ・ 銀行振込 ・ 郵送

誓約書

入院一括

〇〇病院
院長 〇〇〇〇 殿

患者様氏名 _____ 印

上記患者の平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日現在の入院診療費 _____ 円を
下記支払日および方法にて完済する事を誓約致します。

債務者が弁済を怠ったときには、連帯保証人がその弁済の責任を負い、貴院に対して
一切の損害をかけないことを誓約いたします。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(債務者：お支払をされる方)

患者様とのご関係 _____
氏 名 _____ 印
住 所 _____
自宅電話 _____
勤務先名 _____
所在地 _____
勤務先電話 _____

(連帯保証人)

氏 名 _____ 印 続柄 _____
住 所 _____
自宅電話 _____
勤務先名 _____
所在地 _____
勤務先電話 _____

記

①支払日

支払期限 年 月 日

②支払方法

来院 ・ 銀行振込 ・ 郵送

誓 約 書

入院分割

〇 〇 病院
院 長 〇〇〇〇 殿

患者様氏名 _____ 印

上記患者の平成 年 月 日現在の入院診療費 _____ 円を
下記支払日および方法にて完済する事を誓約致します。
債務者が弁済を怠ったときには、連帯保証人がその弁済の責任を負い、貴院に対して
一切の損害をかけないことを誓約いたします。

平成 年 月 日

(債務者：お支払をされる方)

患者様とのご関係 _____
氏 名 _____ 印
住 所 _____
自宅電話 _____
勤務先名 _____
所在地 _____
勤務先電話 _____

(連帯保証人)

氏 名 _____ 印 続柄 _____
住 所 _____
自宅電話 _____
勤務先名 _____
所在地 _____
勤務先電話 _____

記

①支払日

回数	予 定 日	予 定 額
1	年 月 日	円
2	年 月 日	円
3	年 月 日	円
4	年 月 日	円
5	年 月 日	円
6	年 月 日	円
7	年 月 日	円
8	年 月 日	円
9	年 月 日	円
10	年 月 日	円
11	年 月 日	円
12	年 月 日	円

②支払方法 来院 ・ 銀行振込 ・ 郵送

個人別台帳の管理が原則である。病院によっては色々な方法で個人別台帳の管理をおこなっていると思いますがいつの間にか未収金が増えていたと言ふことにならないために未収金管理日報があれば日々の状況が把握でき、上司への報告もタイムリーにでき、又職員の未収金に対する意識も高まっていきます。

年 月 日

未 収 金 管 理 日 報											
件数	氏 名	①入院 ②外来	未 収 金 額	理 由 (下記該当番号を記入)							
1		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
2		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
3		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
4		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
5		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
6		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
7		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
8		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
9		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
10		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
11		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
12		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
13		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
14		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
15		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
16		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
17		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
18		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
19		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
20		① ・ ②	円	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
合 計											

(1) 突発的事態による保険証の不携帯

(2) 突発的事態による現金の不携帯

(3) 労災や自賠責の適用者で手続き完了前

(4) 支払う意思はあるが金がない(又は不足している)

(5) 資格喪失等による保険証の不所持

(6) 生保等の受給資格も持たない貧困者

(7) 当初から支払う意思がない患者

(8) その他

未収金管理シート 患者氏名 _____ 様

未収金発生日	年 月 日	債務者氏名		
住 所				連絡先
勤務先				連絡先
①未収金発生理由	<input type="checkbox"/> 突発的事態等による保険証の不携帯		<input type="checkbox"/> 突発的事態等による現金の不携帯	
	<input type="checkbox"/> 労災や自賠責の適用者で手続き完了前		<input type="checkbox"/> 支払う意思はあるが金がない(又は足りない)	
	<input type="checkbox"/> 資格喪失等による保険証の不所持		<input type="checkbox"/> 生保等の受給資格をもたない貧困者	
	<input type="checkbox"/> 当初から支払う意思がない		<input type="checkbox"/> その他	
未収金内容	<input type="checkbox"/> 外来 <input type="checkbox"/> 入院	②未収金金額	円 (内訳)	
預り金の徴収の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	未納額の告知	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	分割の場合
支払予定日の確認	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	予定日	年 月 日	回払
支払誓約書の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	連帯保証人氏名		毎月 日まで
連帯保証人の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	連帯保証人住所		
(1) 2週間~ 1ヶ月後	<input type="checkbox"/> 電話による催促		年 月 日	相手 : <input type="checkbox"/> 債務者 <input type="checkbox"/> 連帯保証人
	債務者等の反応及び判断			
(2) 1ヶ月~ 2ヶ月後	<input type="checkbox"/> 電話による催促		年 月 日	相手 : <input type="checkbox"/> 債務者 <input type="checkbox"/> 連帯保証人
	債務者等の反応及び判断		連絡が取れなかった日 / /	
(3) 2ヶ月~ 3ヶ月後	<input type="checkbox"/> 請求書(催促書)の送付		年 月 日	送付先 : <input type="checkbox"/> 債務者 <input type="checkbox"/> 連帯保証人
	債務者等の反応及び判断			
(4) 3ヶ月~ 4ヶ月後	<input type="checkbox"/> 督促書の送付		年 月 日	送付先 : <input type="checkbox"/> 債務者 <input type="checkbox"/> 連帯保証人
	債務者等の反応及び判断			
(5) 4ヶ月~ 6ヶ月後	<input type="checkbox"/> 訪問による督促		年 月 日	相手 : <input type="checkbox"/> 債務者 <input type="checkbox"/> 連帯保証人
	債務者等の反応及び判断			
(5) 4ヶ月~ 6ヶ月後	<input type="checkbox"/> 内容証明郵便(催告書)の送付		年 月 日	送付先 : <input type="checkbox"/> 債務者 <input type="checkbox"/> 連帯保証人
	債務者等の反応及び判断			

※未収金の性格を分析した上で個別対応することが肝要です。なお日程はあくまで目安ですが、
遅い程効果は薄れるものと推察できます。

診療費請求書 1

診療費請求書

〇〇〇〇様

前略

過日、当院において受診されました下記の診療費等につきまして、平成〇〇年〇〇月〇〇日現在未納となっております。

つきましては、来る平成〇〇年〇〇月〇〇日までに必ずお支払い下さいますよう請求申し上げます。

万一、個々の請求書と行き違いにお支払い済みの節はあしからずご容赦ください。尚、支払をお振込みされる場合は下記口座までお願いいたします。

草々

記

請求期間	入・外	医療費外費用	診療費
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
請求金額合計			

平成〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人 〇〇〇

〇〇〇〇病院

院長 〇〇 〇〇

振込み先

銀行口座	〇〇銀行□□支店
口座番号	普通預金 12×45×78
口座名義	〇 〇 〇 〇

診療費督促書

〇〇〇〇様

前略

過日、当院において受診されました際の下記の診療費等につきまして、去る〇〇月〇〇日に貴殿あて請求書にて請求いたしておりますが、平成〇〇年〇〇月〇〇日現在未納となっております。

つきましては、来る平成〇〇年〇〇月〇〇日までにお支払い下さいますよう請求督促申し上げます。

万一、この督促書と行き違いにお支払い済みの節はあしからずご容赦ください。尚、支払をお振込みされる場合は下記口座までお願いいたします。

草々

記

請求期間	入・外	医療費外費用	診療費
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
年 月 日 ~ 年 月 日			
請求金額合計			

平成〇〇年〇〇月〇〇日
 医療法人 〇〇〇
 〇〇〇〇病院
 院長 〇〇 〇〇

振込み先

銀行口座	〇〇銀行〇〇支店
口座番号	普通預金 12×45×78
口座名義	〇 〇 〇 〇

診療費催告状

前略、貴殿にかかる下記診療費用につきまして、今日まで再三にわたり貴殿にご請求申上げてまいりましたが、未だお支払いがなく当院と致しまして整理上大変支障をきたしております。

つきましては本状到達後7日以内に必ずお支払い下さいますようご請求申し上げます。万一、期日までにお支払いがない場合には、一括請求の法的手続きを取る予定ですので、くれぐれも期日までにお支払頂きますようお願いいたします

草々

請求金額 金 円

平成〇〇年〇〇月〇〇日

差出人

〇〇法人 〇〇病院 院長 〇〇〇〇

京都市 〇〇区 □□町 1 × - 5

電話 0 7 5 (□ × △ - 1 0 × □)

受取人

住所

殿

電話

診療費催告状

前略、貴殿にかかると下記診療費お支払い頂きたくご請求いたします。

今日まで再三にわたりご請求申上げましたが、お支払いがなく困却いたしております。

つきましては本状到達後7日以内に本状ご持参の上、当院窓口にて現金でお支払い頂くか下記銀行口座にお振込みお願い致します。万一、期日までにお支払いがない場合には、一括請求の法的手続きを取る予定ですので、くれぐれも期日までにお支払頂きますようお願いいたします

草々

請求金額 金 円

平成〇〇年〇〇月〇〇日

差出人

〇〇法人〇〇病院 院長〇〇〇〇

京都市〇〇区□□町1×-5

電話075(□×△-10×□)

銀行名 〇〇銀行□□支店

口座番号 普通預金1×2□3〇4△

口座名義 〇□△〇

受取人

住所

殿

電話

京都府知事

山田 啓二殿

京都府医師会

会長 油谷 桂朗

京都私立病院協会

会長 武田 隆男

外国人の救急医療費救済制度の整備についての要望書

秋冷の候 貴職におかれましては益々ご清栄の段、大慶に存じます。

平素は、当協会の業務各段にわたりご指導、ご支援を賜り誠に有り難うございます。

近年我が国において、外国人に対する救急医療に要した医療費の未払いが社会問題となつてきております。全国で在留資格のない外国人は23万人といわれ、そのほとんどが何れの医療保険制度にも加入できない人たちです。そういった外国人は、医療費負担がままならないために医療を受診できず救急医療で搬送されてきたり、また不慮の事故等で医療機関に運ばれてきたりするケースが見られます。医療機関では当然適切な医療を施しますが、その後医療費を徴収できず、厳しい経営環境におかれている民間の医療機関にとっては、大きな打撃となります。そしてこのような状況は今後ますます増えていくのではないかと危惧されます。

他府県ではすでにいくつかの自治体で、患者が止むを得ない事情で医療費が払いきれない場合の医療費救済制度を設けていますが、京都府においては国際化を掲げながら未だに整備されていない状況です。

従来より民間の医療機関は全ての患者に最善の医療をおこなっておりますが、いかなる外国人に対しても、より一層救命救急処置が尽くせるよう、また既存の制度に該当しない外国人でも必要な医療が保障されるよう、京都府におかれましても「外国人の救急医療に対する医療費補助等の救済制度」の整備を速やかに実現していただくことで、民間病院の突発的な費用負担を解消していただくよう強く要望いたします。

【要望事項】

1. 京都府における外国人の救急医療における医療費補助等の救済制度の早期整備
2. 上記の問題について京都府の見解の明示

【添付資料】

1. 医療費未払い外国人の未収金実態調査報告（京都私立病院協会実施）

京都府知事
山田 啓二 殿

京都私立病院協会
会長 武田 隆男

国民健康保険における資格証明書の発行について (要 望)

厳寒の候 貴職におかれましては益々ご清栄の段、大慶に存じます。

平素は、当協会の業務各段にわたりご指導、ご支援を賜り誠に有り難うございます。

さて、国民健康保険法によりいわゆる悪質保険料滞納者について、保険者において手段を尽くして保険料の納付を要請し、なおこれに応じようとせず、かつ、それが悪質と判断された場合、現物支給の取扱いを打ち切り、被保険者証の交付に代えて「被保険者資格証明書」を交付して療養給付の対象とし、受診の際にこの資格証明書が提示された場合は、療養取扱機関は保険診療に準じた取扱いをすることとされております。

平成14年3月からこの「被保険者資格証明書(以下資格証明書)」の発行が義務付けられ、京都市においても相当数の「資格証明書」が発行されており、現在の経済情勢においてはさらに激増することが考えられます。

しかしながら、病院の窓口において「資格証明書」を提示されたケースでは、診療費の不払いが発生しやすく、保険者が交付の際に「資格証明書」の趣旨および内容について医療機関の窓口でトラブルが生ずることのないよう十分な説明・指導がなされているのか非常に疑問を感じております。

医師は診察治療の求めがあった場合には、正当な理由がなければこれを拒んではならないと医師法に規定され、診療費が不払いであることを理由として直ちに診療を拒否することはできません。厳しい経営環境におかれている民間の医療機関にとっては、これらの不払いは大きな打撃となります。

そこで当協会といたしましては、「資格証明書」の被保険者および一般の被保険者が診療費や一部負担金を支払わないときの処理について、国民健康保険法第42条^{*1}および昭和34年(1959年)3月30日保険発第21号^{*2}に準じて、保険者は下記のことを速やかに実行いただきますようここに要望する次第です。

京都府下の市町村に対しての指導方よろしくお願い申し上げます。

【要望事項】

1. 被保険者資格証明書交付に至るまでに保険者として手段を尽くした上で、被保険者資格証明書を交付するに至った場合、保険医療機関の窓口でトラブルが生ずることがないように十分な説明・指導を行うこと。
2. 保険者の説明・指導、医療機関からの支払要請にもかかわらず診療費の不払いが生じた場合は、保険者は被保険者から負担金を徴収し、保険医療機関に交付すること。(一般の被保険者の一部負担金についても同様に扱うこと)
3. 被保険者資格証明書の交付にあたっては、これに記載する有効期限をできるだけ短期間とすることによって、保険料納付に関する保険者の指導・相談・説得を定期的に行い、診療費の未払いを未然に防止するため努力すること。
4. 上記1～3の要望事項に対しての見解の明示

京 都 市 長
梶 本 頼 兼 殿

京都私立病院協会
会長 武田 隆男

国民健康保険における資格証明書の発行について

(要 望)

厳寒の候 貴職におかれましては益々ご清栄の段、大慶に存じます。

平素は、当協会の業務各段にわたりご指導、ご支援を賜り誠に有り難うございます。

さて、国民健康保険法によりいわゆる悪質保険料滞納者について、保険者において手段を尽くして保険料の納付を要請し、なおこれに応じようとせず、かつ、それが悪質と判断された場合、現物支給の取扱いを打切り、被保険者証の交付に代えて「被保険者資格証明書」を交付して療養給付の対象とし、受診の際にこの資格証明書が提示された場合は、療養取扱機関は保険診療に準じた取扱いをすることとされております。

平成14年3月からこの「被保険者資格証明書(以下資格証明書)」の発行が義務付けられ、京都市においても相当数の「資格証明書」が発行されており、現在の経済情勢においてはさらに激増することが考えられます。

しかしながら、病院の窓口において「資格証明書」を提示されたケースでは、診療費の不払いが発生しやすく、保険者が交付の際に「資格証明書」の趣旨および内容について医療機関の窓口でトラブルが生ずることのないよう十分な説明・指導がなされているのか非常に疑問を感じております。

医師は診察治療の求めがあった場合には、正当な理由がなければこれを拒んではならないと医師法に規定され、診療費が不払いであることを理由として直ちに診療を拒否することはできません。厳しい経営環境におかれている民間の医療機関にとっては、これらの不払いは大きな打撃となります。

そこで当協会といたしましては、「資格証明書」の被保険者および一般の被保険者が診療費や一部負担金を支払わないときの処理について、国民健康保険法第42条^{*1}および昭和34年(1959年)3月30日保険発第21号^{*2}に準じて、保険者は下記のことを速やかに実行いただきますようここに要望する次第です。

【要望事項】

1. 被保険者資格証明書交付に至るまでに保険者として手段を尽くした上で、被保険者資格証明書を交付するに至った場合、保険医療機関の窓口でトラブルが生ずることがないように十分な説明・指導を行うこと。
2. 保険者の説明・指導、医療機関からの支払要請にもかかわらず診療費の不払いが生じた場合は、保険者は被保険者から負担金を徴収し、保険医療機関に交付すること。(一般の被保険者の一部負担金についても同様に扱うこと)
3. 被保険者資格証明書の交付にあたっては、これに記載する有効期限をできるだけ短期間とすることによって、保険料納付に関する保険者の指導・相談・説得を定期的に行い、診療費の未払いを未然に防止するため努力すること。
4. 上記1～3の要望事項に対しての見解の明示

京都市長

梶本 頼兼 様

社団法人 京都私立病院協会

会 長 大槻 秧司

国民健康保険の一部負担金未収の取扱いについて

残暑の候、貴職におかれましては益々ご清栄の段、大慶に存じます。

さて、長引く経済不況のもと、殊の外厳しい医療環境のなかで、未収金、特に標記未収金の問題については、病院経営を直撃する深刻な問題として、当協会傘下の民間病院においても近年にわかにクローズアップされてきた事項のひとつであります。

昨今の医療保険制度改革において患者負担は増加の一途を辿っており、今後さらに当該未収金が増え続けることも大変危惧される次第であり、当然ながら、各病院においては日常的に一部負担金の不払いを防ぐ最大限の手だてを講じているところではありますが、医療の公共性は否めない故、いきおい患者様の罪悪感が乏しく、未収金の発生は避けられないのが実情であります。

そこで、当協会におきましては、平成14年に未収金対策委員会を新たに設置し、病院における当該未収金の防止対策につき検討を重ねてまいりました結果、このたび以下の点についてご確認をお願いし、それに基づき具体策を講じることとなりましたので、予めご承知いただければと存じます。

そもそも健康保険法においては、その基本的事項として患者様による一部負担金の支払いと医療機関側の受領義務が定められているところであり、また同時に「保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意を持ってその支払いを受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。」

(健康保険法第74条、第180条、国民健康保険法第42条の2) ことも記されています。そのことから、まず病院が一定の基準で請求・督促をし、その回収に相当の努力をおこなったことが客観的に立証できる未収事例につきましては、保険者として当該被保険者からの負担金の回収に携わっていただくとともに、必要に応じて強制処分権の行使、あるいは負担金の減免、徴収猶予等の措置を講じていただけることを改めて確認させていただければ幸いです。

今後、未収金問題についての会員病院からの声に対し、善管注意義務が尽くされたと判断できる事例については、当協会で集約し、その資料を付して各保険者宛に一括して処分請求をさせていただく所存ですので、各保険者におかれましては、理解あるご対応を切にお願いするところであります。

<参考文献>

- ・『医業未収金をめぐる法的な諸問題』
四病協治療費未払問題検討委員会編集：
診療における患者自己負担金の未収問題についての報告書
弁護士 木ノ元 直樹
- ・『三井記念病院における業務改善研究会. 未収金対策 1～3』
医事業務 2006. 9
- ・『未収金ゼロ作戦. 未収金回収の切り札はコレだ！』
フェイススリー 2006. 11 弁護士 須田 清
- ・『深刻化する未収金問題. 発生予防と回収のポイントは？』
日経ヘルスケアー 2007. 2 武田 匡弘

未収金対策マニュアル

2007年9月19日

発行: 京都私立病院協会

監修: 未収金対策委員会